

## 令和3年度第1回成年後見制度利用促進協議会 会議要旨

【日時】 令和3年6月2日（水）19：00～21：00

【場所】 佐世保市中央保健福祉センター3階デイケア室

【出席者】

（委員）

千住委員、池田委員、櫻井委員、江崎委員、林委員、馬場委員、横田委員  
脇野委員、西田委員

（オブザーバー）

信原主任書記官（長崎家庭裁判所佐世保支部）

（事務局）

長寿社会課：吉住課長、釜谷課長補佐、七種課長補佐、村木、内田、松浦  
障がい福祉課：酒井課長、波木課長補佐、水野

【会次第】

1. 開会

2. 佐世保市あいさつ

3. 委嘱状の交付・委員の紹介ほか

事務局より、配布資料に基づき説明、紹介。

4. 協議会会長・副会長の選任について

協議会委員の互選により、会長に佐世保市医師会ご推薦千住委員、副会長に長崎国際大学ご推薦の脇野委員が承認。

5. 佐世保市成年後見制度利用促進基本計画について

事務局より、配布資料に基づき説明。

6. 佐世保市成年後見制度利用促進協議会について

事務局より、配布資料に基づき説明。

7. 議事

（1）令和2年度成年後見制度関係事業実績報告について

事務局各担当より、配布資料に基づき報告。

(質疑1)

委員

日本以外にも、成年後見制度に類するような制度が先進国にはある。他の先進国では、どこも人口の1%と言われている。例えば佐世保だと、25万人の1%は2500人。その点踏まえ373人の制度利用は、必要な人に届いていないと思うことから、体制整備はまだまだ必要だと感じる。

事務局

本市では、認知症のある方、知的障がいのある方、1万人以上いらっしゃる。その方全てが制度の利用が必要な方とは言えないが、支援が必要な方を見つけていけないといけない。このことから、計画の施策にある「地域連携ネットワークづくり」の体制を整備し広げていけないといけないと考える。

(質疑2)

委員

申立報酬の助成に係る申立て支援の要件を教えてください。対象となりうる方に説明する際に費用が発生するとなれば躊躇する方が中にはいる。

事務局

令和元年度より要綱の改正を行っている。以前は生活保護者か基本的にメインの助成であったが、非課税世帯にも広げている。

(質疑3)

委員

成年後見支援員の養成とは、従来の市民後見人の方針の変更なのか、名称の変更なのか。実際最終的には、何人まで養成を実施したのか。また、計画値の35人とは、令和3年度以降毎回35人養成をするのか。それとも累計か教えていただきたい。

事務局

計画における数値は累計で記載している。社会福祉協議会において、平成25年に15名を養成しており、その講座受講修了者数。35人は累計。今年度20名を養成する計画である。よって、累計で35人を計画値としている。

(質疑4)

委員

養成者数が15名いる中で、実際に支援に携わっている方は何名か教えていただきたい

たい。

事務局

市民後見人として活動している方はいない。その前段の、社会福祉協議会に業務委託している、フォローアップ研修をまず受講いただいているところ。また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の支援員として2名活動いただいている。

(質疑5)

委員

市民後見人という言葉を使わず、支援員という言葉にされているのは市民後見人、個人での受任というよりも、社会福祉協議会の事業をサポートする考えか。

事務局

そのとおり。支援としての活動の枠を広げる。地域において、制度の普及の役割を担っていただく考えで名称の変更を行っている。

(質疑6)

委員

所属団体の会員も疲弊しており、新たな事件を受けることができない状態。受皿がないと制度も広まらないのではと思っている。

事務局

期待することとして、社会福祉協議会の協力をいただきながら、法人後見における受け入れで、受皿を増やしたいという考えが1つある。まずは、法人後見の支援員としての活動をしていただきたい考えでいる。

(2) 令和3年度成年後見制度関係事業活動予定について

事務局各担当より、配布資料に基づき報告。

(質疑1)

委員

養成講座の広報活動とは具体的にどのようなことを想定しているのか。また、市として、成年後見支援員（市民後見人）のターゲットはどこなのか？どういう属性の方が興味を持っているか、調べて、ピンポイントで絞った方が効率的かと思う。

事務局

25歳以上で心身ともに健康で、支援員として活動する意思があるような方。福祉に理解のある方、そういった方を対象としている。

(質疑2)

委員

ご年配の方がどちらかというところが多いと想定される中、年齢で区切るというのは難しいということでもよろしいのではないのかと考える。もう1点、例えば、守秘義務とか、倫理感とか、厳しめの条件が何か一つあっても良いのでは。実際に支援員として登録し、活動する際、守秘義務を守ることができる、倫理的な対応をすることができる、何らかの誓約書等作られるかと思う。そういったことに理解と協力をしてもらえるか。被後見人等の権利を守る仕事という点、何か加えられないか。

事務局

何歳までというところが難しいため、心身ともに健康である者というところでの制限、条件を加えさせていただいている。倫理的な点は、受任調整の場面で倫理観を見ていくようになるかと思う。

(質疑3)

委員

中核機関について、第一次的に社会福祉協議会（させぼ成年後見センター）で聞くということになりますか？また、市民がわかりにくいとかはないか？

事務局

社会福祉協議会が一次的にというより、佐世保市と社会福祉協議会と一緒に、役割分担をしていくこととしている。相談窓口は、複数あった方が良いという考えがあるため、それぞれの機能、役割を担って進めていきたいと考えている。

(3) その他

事務局各担当より、配布資料に基づき報告。

8. 閉会